三沢飛行場（三沢空港）駐車場営業者

募 集 要 項

令和８年１０月

国土交通省東京航空局

目　次

１．募集要項の定義 ・・・

（４）料金設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
１３．事業提案の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
１４．本事業に関し留意すべき事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
１５．空港管理規則及び国有財産の使用手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
（１）空港管理規則の手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
（２）国有財産の使用手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

○ 別冊資料

・別冊１「三沢飛行場（三沢空港）駐車場等の概要等」
・別冊２「三沢飛行場（三沢空港）駐車場営業者募集要項様式集」
・別冊３「三沢飛行場（三沢空港）駐車場営業者提出書類記載要領」

○ 別図資料

・別図１「国有財産使用許可予定箇所図面」
・別図２「バリアフリー工事の概要」

１．募集要項の定義

この募集要項は、国土交通省東京航空局（以下「当局」という。）が、三沢飛行場（三沢空港）駐車場（以下「駐車場」という。）の管理・運営を行う者（以下「営業者」という。）を募集、選定及び事業実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

なお、別冊資料及び別図資料は、この募集要項と一体のものである。

２．事業概要

（１）事業内容

営業者は、駐車場の管理・運営（以下「本事業」という。）を行い、空港利用者の利便性の向上及び空港内の交通秩序の維持等を図るものである。

（２）事業期間

事業期間は、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。その後については、国において当該駐車場用地を他の事業に要することがない場合に限り、当局と協議のうえ、営業者の更新申請により事業期間を更新することができる。（３年以内、一回限り）

ただし、事業期間（更新された場合は更新後の事業期間）満了の前に、国有財産法（昭和23年法律第735号）第18条第6項の許可が更新されずに満了し、又は当該許可若しくは空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号。以下「空管則」という。）第7条又は第12条の承認が取り消された場合には、その満了日又は取消日をもって事業期間は終了するものとする。

３．営業者選定スケジュール

募集要項の公表後、営業者の選定までのスケジュールは、以下のとおり予定している。

- ・募集要項公表　：　令和８年１０月３０日（金）
- ・募集要項に関する質問受付期間　：　令和８年１１月　２日（月）～１１月２６日（木）
- ・現地見学会　：　令和８年１１月１９日（木）
- ・質問に対する回答の公表　：　令和８年１２月　７日（月）
- ・応募書類受付期間　：　令和８年１１月　２日（月）～１２月１４日（月）
- ・営業者公表　：　令和９年　１月中旬以降

４．駐車場等の概要

別冊１「三沢飛行場（三沢空港）駐車場等の概要等」及び別図１「国有財産使用許可予定箇所図面」を参照すること。

５．応募者の参加・資格要件等

（１）応募者の構成等

１）応募者の形態は、単独事業者による応募又は複数の事業者により構成されるグループ（以下「グループ」という。）による応募のいずれも可能とする。

２）グループで応募する場合は、以下の条件を満たすこと。

①グループを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）の中から代表となる事業者

（以下「代表事業者」という。）を１者定め、当該代表事業者が本募集要項に定めるすべての手続きを行うこと。

②一つの構成事業者が単独又は他の構成事業者として本事業に応募することはできない。

（２）応募者の参加要件

応募者は、次の①から⑫の全ての要件を満たすこと。ただし、グループにあっては、構成事業者すべてが参加要件を満たすこと。なお、地方公共団体にあっては③、④の要件を満たすこと。

①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

③駐車場法（昭和32年法律第106号）及び空管則の規定に違反し、又は駐車場法及び空管則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から２年を経過しない者でないこと。

④空管則第12条又は第12条の２に基づく申請を行い、承認を拒否された日又は空管則第26条第１項若しくは第２項に基づく承認を取り消された日から２年を経過しない者でないこと。

⑤法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、過去２年以内に空管則第12条に基づく承認を拒否された法人若しくは団体又は空管則第26条に基づき承認を取り消された法人若しくは団体において、当該拒否又は取消時に役員等を務めていないこと。

⑥役員等が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者ではないこと。

⑦役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

⑧役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。

⑩役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

⑫暴力団又は暴力団員及び⑧から⑪までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

（３）応募者の資格要件

応募者は、次の①又は②いずれかの要件を満たしていること。ただし、グループにあっては、構成事業者のうち１事業者以上が①又は②のいずれかの要件を満たしていること。

①応募書類提出時点で、一駐車場において収容台数２５０台以上の駐車場法の適用を受ける駐車場の運営を行っていること。

②応募書類提出時点で、不特定多数の者が利用する公共施設等又は公共交通機関の旅客施設の運営を行っていること。

（４）応募者の失格

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。ただし、グループにあっては、構成事業者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①応募書類に虚偽の記載又は不備があった場合

②審査の公平性に影響を与える行為があった場合

③応募書類提出後から営業者の選定までの間に応募者の参加・資格要件（５．（２）及び（３）の要件をいう。）を満たさなくなった場合

④応募期間において、単独で応募した者が他の構成事業者として、又は構成事業者が単独若しくは他の構成事業者として応募した場合

⑤提供資料の取扱い（８．（５）２））において、禁止されている行為に抵触した場合

⑥応募書類が要求水準を満たしていない場合

⑦９．（２）②に定める第２次審査においてF評価があった場合

６．現地見学会

下記の日程にて、現在使用許可を行っている国有財産等駐車場の施設の確認ができる現地見学会を行う。ただし、現地見学会においては、駐車場の施設の説明を受けることができるが、応募者間の公平性を確保するため、本応募に直接関係する質問は受け付けない。また、希望者がいない場合は行わない。

現地見学会への参加を希望する者（１事業者につき概ね２時間程度とし、２名を限度とする。）は、現地見学会参加申込書（様式第１号）に必要事項を記入の上、令和８年１１月９日（月）１７時までに電子メールで申し込むものとする。

現地見学会は当局が指定した時間において実施する。

なお、希望者多数により当局が数日に分けて現地見学会の実施が必要と判断した場合は、当局が別途指示する日にて実施する場合がある。

（現地見学会の実施日及び集合場所）

・実 施 日：令和８年１１月１９日（木）

・集合場所：青森県三沢市大字三沢字下夕沢８３－１９７

東京航空局 三沢空港事務所前

（現地見学会の申込先）

国土交通省 東京航空局 空港部 空港管理課 業務係

メールアドレス：cab-koubo@ki.mlit.go.jp

7．募集要項に関する質問の受付及び回答

（１）質問の受付

①受付期間

令和８年１１月２日（月）～１１月２６日（木）

②提出方法

質問書（様式第２号）を電子メールにより提出すること。なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

③提出先

６．現地見学会の申込先と同じ

（２）質問への回答

①回答方法

質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると当局が認めた場合を除き、当局のホームページへの掲載又はその他の方法により公表する。

②質問に対する回答の公表予定日

令和８年１２月７日（月）

なお、応募書類の作成にあたって、早期に了知する必要があると当局が認めた事項に関しては、回答予定日以前に回答を公表することがある。

8．応募手続き

（１）応募書類の作成

応募書類は、本要項の「１２．事業に関する要求水準」を満たしたうえで、別冊２「三沢飛行場（三沢空港）駐車場営業者募集要項様式集」（以下「様式集」という。）を参照のうえ、別冊３「三沢飛行場（三沢空港）駐車場営業者提出書類記載要領」に定めるところに従い作成すること。

なお、応募書類は以下のとおりである。

ただし、地方公共団体にあっては⑤⑧⑨⑪⑫⑬の書類の提出は不要とする。

①誓約書　（様式第３号）

【Ⅰ．参加・資格要件に関する応募書類】

②自認書　（様式第４号）

③国有財産使用許可に係る誓約書　（様式第５号）

④宣誓書（様式第６号）
⑤役員名簿　（様式第７号）
⑥運営実績　（様式第８号）
⑦グループ構成届兼委任状　（様式第９号）※グループにて応募する場合のみ提出
⑧定款又は寄付行為
⑨登記事項証明書
⑩直近３事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
⑪本事業の実施及び応募にあたっての総会若しくは役員会の決議書等の写し又はこれらに準ずるもの（グループにて応募する場合は、構成事業者として参加する旨の決議書等の写しを含む。）
⑫常勤役員の経歴書
⑬株主名簿又はこれらに準ずるもの

【Ⅱ．事業提案に関する応募書類】
⑭事業方針及び事業実施体制　（様式第１０号）
⑮維持管理計画及び安全等の対策　（様式第１１号）
⑯利用者への対応及び空港利用促進　（様式第１２号）
⑰空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策　（様式第１３号）
⑱環境への配慮　（様式第１４号）
⑲資金調達計画　（様式第１５号）
⑳収支計画　（様式第１６号）
㉑駐車場料金　（様式第１７号）

（２）応募受付期間
令和８年１１月２日（月）～１２月１４日（月）
行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日１０時から１７時まで（必着）

（３）応募書類提出方法
応募書類は、持参又は郵送（書留などの受付確認のできる方法に限る。）により提出すること。また、応募書類提出時に、各応募書類の情報（ファイル形式は変更しないこと）を保存したCD―R等を１部提出すること。
なお、応募書類の提出後、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第１９号）を提出すること。

（４）応募書類提出先
〒１０２－００７４
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎13階
国土交通省 東京航空局 空港部 空港管理課 業務係
電 話：０３－５２７５－９３１７

（５）応募に関する留意事項

１）応募書類の取扱い

①提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出後の変更及び追加は認めない。ただし、当局が必要と認めた場合は、資料の提出を求める場合がある。

②著作権は応募者に帰属するものとし、応募書類は、営業者の選定以外には使用しない。ただし、営業者として選定した場合の応募書類について、当局が必要と認めた場合は、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。

③応募書類の提出にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている機器、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円を使用すること。

⑤応募書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に定める行政文書に該当する。当局が情報公開を行う場合は、必要に応じ協力すること。

⑥当局は応募に係る費用（資料作成等を含む）その他本事業に要する一切の費用について、負担しない。

２）提供資料の取扱い

当局が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の範囲内であっても、当局の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁ずる。

３）構成事業者の変更

グループにて応募した場合、構成事業者の変更は認めない。ただし、当局が変更を認めた場合はこの限りではない。

（６）応募者の公表について

審査の公正性の確保のため、具体的な応募者名については、応募受付期間の終了時点では非公表とする。営業者の法人名及び選定概要等については、営業者の選定後に公表する。

９．営業者選定審査

（１）審査会の設置

当局に三沢飛行場（三沢空港）駐車場営業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を行う。なお、審査会は非公開とする。

（２）審査方法

審査会において、応募書類の審査を以下のとおり行う。

①第１次審査（参加・資格要件に関する事項）

第１次審査において、応募書類をもとに参加・資格要件を満たしていることの確認を行う。

②第２次審査（事業計画等に関する事項）

第１次審査において参加・資格要件を満たしている応募について、応募書類をもとに、本募集要項に示す要求水準を満たすことを確認した上で、次表に示す「評価基準」に沿って評価項目ごとに評価を行い、③の算定方法により評価点（配点合計２００点）を付与する。評価点の総和をもって総評価点とする。ただし、評価項目のうち１つでもＦ評価となった場合は、失格とする。

表　評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点
事業方針及び事業実施体制（様式第10号）	・事業実施に当たっての考え方、事業方針が駐車場の役割と公共施設管理者としての立場を十分理解した提案内容であるか ・ 円滑な運営、維持管理及び利用者対応を行うための体制等を有する提案内容であるか	20
維持管理計画及び安全等の対策（様式第11号）	・コストも考慮した維持管理計画（除雪作業、清掃作業、予防保全、保守点検、修繕等）であるか ・施設の利用に際し安全・安心に配慮した提案内容であるか ・交通事故防止策及び緊急時・非常時の対応を有する提案内容であるか ・車両の盗難、破壊、車上荒らし等に対する対策や放置車両への対応を有する提案内容であるか	25
利用者への対応及び空港利用促進（様式第12号）	・利用者のニーズ（料金の徴収方法、苦情・その他の意見への対応含む）に沿った提案内容であるか ・多客期を含む混雑への対応を有する提案内容であるか ・更なる利便性向上に繋がる独自の提案等があるか（駐車場のDX化や、利用促進につながる割引サービスや、レンタカーや、カーシェアリング等の予約制サービス） ・利用者の満足度向上及びサービス品質を継続的に改善していく提案等であるか	45
空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策（様式第13号）	・空港関係者（国、ターミナルビル事業者及びアクセス事業者、周辺自治体等）との連携（法定協議会、混雑緩和策等）を考慮した提案内容であるか ・周辺の自治体及び地域との共生を考慮した提案内容であるか	25
環境への配慮（様式第14号）	・CO2 排出量削減に係る取組など、環境へ配慮した取組を有する提案内容であるか ・ その他環境への配慮に努めるものであるか	25
資金調達計画（様式第15号）	・ 本事業を適切に実施するため、必要と想定される資金を把握し、妥当な資金調達計画となっているか	5
収支計画（様式第16号）	・ 本事業を適切に実施するため、合理的な根拠に基づき算定され、安定的で妥当な収支計画となっているか	5
駐車場料金（様式第17号）	・ 以下の観点から料金設定の考え方に関する論理評価により審査を行う ・混雑状況の分析結果及び混雑状況を踏まえた設備投資等と駐車場料金の関係性 ・利用者利便と駐車場料金の関係性 ・公共交通機関、近隣駐車場及び他空港駐車場の料金と駐車場料金の関係性	50
合計		200

③評価算定方法

評価項目ごとに、次により算定する。

Ａ　全体的に優れた提案内容となっている。　・・・・・・・・・・・・・・・　配点×1.0
　　又は特に高く評価すべき提案がなされている。

Ｂ　ＡとＣの中間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　配点×0.8

Ｃ　一定の配慮や工夫がなされていることは評価できるが、　・・・・・・・　配点×0.6
　　特に優れた提案はされていない。

Ｄ　ＣとＥの中間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　配点×0.4

Ｅ　特に評価すべき配慮や工夫はみられない。　・・・・・・・・・・・・・　配点×0.2

Ｆ　要求水準を満たしていない。　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　失格

（３）ヒアリングの実施

審査会は、必要に応じ応募者に対して提案内容に関するヒアリングを実施する場合がある。その場合の日程等は別途、応募者に連絡する。

１０．営業者の選定

（１）選定方法

営業者の選定は、「９．営業者選定審査」の審査結果を踏まえて、東京航空局長（以下「局長」という。）が、営業者及び次点営業者を選定する。

営業者として選定された者が選定を取り消され、又は辞退した場合は、次点営業者を営業者とする。

なお、営業者となるべき者が２者以上となった場合は、くじにより営業者を選定するものとする。

（２）営業者への条件

営業者の選定に当たっては、条件（提案内容の改善・追加変更等）を付すことがある。

（３）営業者の公表

選定結果は、応募者全員に通知するとともに、次の事項については、当局ホームページへの掲載又はその他の方法により公表する。

①営業者として選定された事業者名、住所、事業者の概要

②その他

（４）選定後の手続き等

①営業者として選定された者は、選定結果の通知を受けた日から起算して7日（休日を除く。）以内に、局長あて請書（様式第１８号）を提出すること。

また、辞退する場合は、辞退届（様式第１９号）を提出すること。

②請書提出後においても、「１０．（５）選定の取消し」に該当すると認められる場合は、選定を取り消す場合がある。

（５）選定の取消し

営業者として選定された者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、選定を取り消す。

①偽りその他不正な手段により選定された場合

②応募者の参加・資格要件を満たさなくなった場合

③所定の期日までに請書を提出しない場合又は辞退届を提出した場合

④その他営業者として不適格と認められる事項が判明した場合

（６）選定しない場合

最終的に、応募者がない、あるいは、「（５）選定の取消し」に該当すると認められる場合は、再度募集手続きをとる予定であるが、その際には、この旨を当局ホームページへ掲載することにより公表する予定である。

１１．遵守すべき法令等

本事業の実施にあたっては、以下の関係法令等を遵守すること。

・航空法（昭和27年法律第231号）
・空港法（昭和31年4月20日法律第80号）
・都市計画法（昭和43年法律第100号）
・建築基準法（昭和25年法律第201号）
・駐車場法（昭和32年法律第106号）
・道路法（昭和27年法律第180号）
・道路交通法（昭和35年法律第105号）
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
・消防法（昭和23年法律第186号）
・国有財産法（昭和23年法律第735号）
・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
・空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）
・みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料（国土交通省航空局）
・ユニバーサルデザイン政策大綱（国土交通省）
・その他関係法令、条例等

１２．事業に関する要求水準

営業者は、以下に示す要求水準に沿って本事業を行うこと。

なお、この要求水準は、本事業において当局が営業者に要求する最低限満たすべき水準であり、応募者からより優れた提案が得られるよう具体的な指針を与えるものである。

（１）事業全体

①本事業は通年営業とすること。

②駐車場の営業時間は、24時間営業とする。なお、管理要員の配置及び施設の運用については、空港利用者の利用状況を踏まえ適切に設定するものとする。
③本事業の実施にあたり、連携体制及び責任体制を明確にしておくこと。
④本事業の実施に当たり、ガバナンス（企業統治）の確保に関する次の取り組みについて、宣誓書（様式第６号）にて宣誓すること。
ア．ガバナンス（企業統治）確保のための指針等の整備と遵守の宣言
イ．社外取締役・監査役等が監督する仕組みを含めた適切な経営の確保
ウ．不適切事案の速やかな公表を含めた国民に対する積極的な情報開示の実行

（２）駐車場の管理・運営
①駐車場案内・誘導、満車・空車情報、駐車場区画案内については、必要なサインを設置する等、円滑な自動車保管・安全管理に努めること。
②駐車場及び駐車場に附帯する施設等を適切に維持管理すること。
③駐車枠及び車路について、関係法令等に基づき適切な寸法等を確保するとともに、利用者の利便性及び安全性を確保するために、マーキング等の必要な補修を適宜行うこと。
④駐車場の混雑が見込まれる場合は、管理要員の増員を行うとともに、混雑状況の表示、ウェブサイトを通じた情報発信、料金徴収システムの改善、ゲートの増加等を行うほか、空港関係事業者と協調して、公共交通機関の利用促進に係る周知、周辺民間駐車場との連携強化やシャトルバスの運行等により適切に対応すること。
⑤利用者利便の増進に資する取組への積極的な検討及び投資を行うこと。
⑥自然災害発生時においては、利用者の安全確保に努めるとともに、空港全体としての業務継続計画に基づき対応する必要があるときは、適切に対応すること。
⑦別図１「国有財産使用許可予定箇所図面」に示す使用許可対象予定面積の一部を使用しない場合には、車輌が駐車場敷地使用範囲外に進入しないよう柵等を設置すること。
⑧駐車場運営に必要な機器等については、営業者で準備すること。なお、新旧営業者の交代時においては、施設等の利用及び駐車料金の精算等、駐車場利用者の利便を確保するため双方で十分に調整を行い、利用者に不便を与えないようにすること。また、現営業者が所有している施設（別冊1「駐車場等の概要等」における現営業者が設置している施設の概要を参照）については、現営業者と協議・精査の上、引き継ぐこと。
⑨車椅子使用者用駐車施設等については、青森県下で運用中の「青森県おもいやり駐車場制度（パーキングパーミット制度）」の趣旨を踏まえ、本制度に基づく協力施設へ登録すること。

（３）資金調達計画及び収支計画
本事業を継続的かつ安定的に遂行できる適切な計画であること。

（４）料金設定
①本事業に係る料金は、空港周辺又は類似業務の駐車場料金を勘案し、また、空港規模やアクセス状況等が類似する他空港駐車場における空港駐車場の立地特性（ターミナルビルからの距離等）を踏まえ設定すること。

②料金種別は、普通自動車、大型自動車、自動二輪車及び月極駐車料金（普通自動車）に区分し設定すること。なお、身体障害者料金は、別途設定すること。

③事業開始時からの営業者利益率が、総務省が実施する経済センサスの数値をもとに当局が定めた基準利益率（10.1%（令和８年度現在）、小数点第２位以下切捨）を超過しないよう設定すること。なお、各年の営業者利益率は年間の「（収入総額－費用総額）／収入総額」で求めること。また、基準利益率は今後変動する場合がある。

④事業開始後、料金施策による需要コントロールとして駐車場料金を変更する必要が生じた場合には、事前に当局と協議するものとする。

⑤事業開始後、経済情勢等の諸般の事情により駐車場料金を変更する必要が生じた場合は、事前に当局と協議するものとする。

１３．事業提案の位置づけ

営業者の提案した事業提案については、営業者はこれを履行しなければならない。なお、空管則第24条の規定に基づき、当局は、営業者に対し本事業の状況等について報告を求めることがある。

１４．本事業に関し留意すべき事項

営業者は、本事業の実施にあたっては、次の事項について留意すること。

①本事業の実施にあたっては、必要な関係法令等の手続きを行うこと。

②本事業の実施に当たっては、必要に応じ、関係機関との協議を十分に行うこと。（特に、駐車場混雑緩和への取組にあっては積極的に協議等を行うこと。）

③施設等を設置する場合は、当局及び関係者と十分に協議すること。なお、当局以外の営業者が設置した施設等については、原則、管理責任がある営業者が撤去する。なお、新旧営業者協議のうえで当局の承認（詳細は１５．（１）①を参照のこと。）を得た場合は譲渡及び譲受することができる。

④営業者は、使用面積の変更増減を行おうとする場合、国と協議を行わなければならない。

⑤国が行う施策（空の日事業、空港の利用促進、ユニバーサルデザインの推進、業務継続計画の参画等）及び空港法第14条で規定する協議会の協議結果等について、営業者として協力体制を整え、積極的に対応すること。

⑥ライフラインの接続が必要な場合は、営業者の責任と費用で行うこと。なお、ライフラインの整備・維持管理にあたっては、営業者が関係者間と調整を行うこと。

⑦本事業に関する利用者等からの苦情等については、営業者の責任において、誠意をもって対応すること。

⑧空港内道路の渋滞対策、その他空港の管理・運営に関する事項について、当局が必要な措置を求める場合は、適切に対応すること。

⑨営業者は、本事業において、他の者に責任があると認められる場合を除き、一切の責任を有する。

⑩本要項については、必要に応じ内容の見直し又は変更を行う場合がある。

⑪グループにて事業を運営している場合、構成事業者の変更は認めない。ただし、当局が変更を認めた場合はこの限りでない。

⑫国から身体障害者の駐車場利用に係る利便の増進についての協力要請があった場合には積極的に実現を検討すること。

⑬滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営一体化及び民間による運営等の実施を主たる手法とする空港経営改革について、本事業期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続きに際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続きを行うこと、国の空港経営改革の方針や関係者との調整に積極的に協力すること等はもとより、国からの協力要請があった場合には、その要請に従うこと。

⑭国から空港における脱炭素化推進計画に係る協力要請があった場合には、その要請に従うこと。

（東京航空局HP）

https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/airport/airport-decarbonization.html

（三沢空港脱炭素化推進計画）

https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/files/s04_misawa_suisin2403.pdf

⑮その他、本要項に定めのない事項については、当局と営業者との協議によってこれを処理する。

１５．空港管理規則及び国有財産の使用手続き

（１）空港管理規則の手続

事業実施に際しては、空管則に基づき営業者は以下の手続きを行うこと。なお、グループの場合は代表事業者が手続きを行うこと。

①施設の設置承認申請

本事業に必要な施設等を設置する場合は、空管則第7条の規定に基づき施設の設置承認申請を行い、当局の承認を受けること。

なお、現営業者が設置している施設等（別冊１　２．④参照）の全部又は一部を譲渡、譲受する場合は、施設設置等関係事務処理要領（平成28年3月31日東空整第139号）に従い、空管則第7条及び第9条の規定に基づき、現営業者と施設の譲渡に関する申請を行い、当局の承認を受けること。

②構内営業承認申請

本事業の実施にあたり、空管則第12条第1項の規定に基づき構内営業承認申請を行い、当局の承認を受けること。なお、空管則第12条第1項の承認を受けた者は、営業全部又は、一部を他人に譲渡、貸渡、又は委託しようとするときは、空管則第13条第1項の申請を行い、当局の承認を受けなければならない。

③営業料金（駐車料金）の承認申請

営業者は、提案した駐車料金を上限とし、空管則第16条に基づく駐車料金の申請を行

い、当局の承認を受けること。なお、料金審査の結果、当局が定める利益率を超過している場合、申請者に対し当該設定料金の見直し等を求めることがある。

④留意事項

・空管則に基づく承認には、条件又は期限を付することがある。
・空管則第24条の規定に基づき営業者に対し、本事業の状況等について報告を求めることがある。
・空管則及び関係諸法令等の改正により、本要項に記載した事項を変更する場合がある。

（２）国有財産の使用手続

事業実施にあたっては、国有地である駐車場、照明灯、埋設管路、その他駐車場に附帯する工作物（以下「国有地等」という。）の使用にあたり、国有財産法及び関係法令等（以下「国有財産法等」という。）に基づき、営業者は以下の手続きを行うこと。なお、グループの場合は代表事業者が手続きを行うこと。

①国有地等の使用許可申請

・施設等の設置工事及び本事業における国有地等の使用については、国有財産法等に基づき使用許可申請を行い、当局の許可を受けること。
・使用許可期間は当局が使用を許可する期間とし、更新を受けようとするときは期間満了２ヶ月前までに更新の申請をすること。
・国有地等の国有財産使用料は、使用予定面積、駐車場事業収益等により変動し、毎年、不動産鑑定士による鑑定に基づき決定しており、決定次第、営業者に対して通知する。なお、令和８年度の年間国有財産使用料は概算で７０４千円（税込み）（※）である。国有地等の概要は、別冊１及び別図１を参照すること。なお、別図１以外に事務所等の施設が必要な場合は、あわせて使用許可を受けること。

※１ 上記使用料は、現駐車場事業者の運営形態（駐車場料金無料）を前提として算定したもの。

※２ 本駐車場は、令和８年度にバリアフリー化工事を実施しており、当該工事の期間中は、駐車場敷地の使用面積の減少に伴い使用料も減額されているため、令和９年度の使用料は以下の面積での使用料とする。（工事の詳細は別図２を参照）

・令和８年度の使用面積　　地表：７，６９６．１１㎡
・令和９年度の使用面積（予定）　地表：９，０３６．１１㎡

・営業者が駐車場の使用面積の変更を行う際には、国へ申請を行い、国有財産使用許可の承認を受けなければならない。

②留意事項

・営業者は、国有地等を善良な管理者の注意をもって維持保存し、そのために通常必要とする修繕費その他の経費は、営業者の負担とすること。
・営業者は、国有財産使用料について、国土交通省航空局長が発行する納入告知書により納付期限までに納付すること。なお、原則として、年度当初に納入告知書を発行している。また、納付期限までに国有財産使用料を納付せず、滞納等があった場合、翌年度以

降、更新を行わないことがある。

・営業者は、本事業期間満了前の適切な時期に、本事業期間満了後の駐車場の取扱い及び運営等に関し必要な事項について、当局と協議すること。

・国有地等の使用に関しては、国有財産法等の改正により、本要項に記載した事項を変更する場合がある。

【本募集要項に関する問い合わせ先】
〒１０２－００７４ 東京都千代田区九段南１-１-１５
九段第２合同庁舎１３階
国土交通省 東京航空局 空港部 空港管理課 業務係
電　話：０３-５２７５-９３１７（空港管理課直通）